



帯行政第81号

平成26年 6月30日

帯広市監査委員 西田 譲 様
同 秋田 勝利 様
同 石井 啓裕 様

帯広市長 米沢 則 兼
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成26年3月27日付帯監査第71号で報告のあった平成25年度下期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。



措置状況報告（定期監査）

監査指摘	措置状況
<p>収入及び支出事務全般について監査した結果、全体的には改善が図られていましたが、前回までに指摘した同じ誤りを繰り返している事例が一部に見受けられました。</p> <p>特に、支出事務において、物品の処分や現況届の確認及び委託料の設計などに注意を欠くものが見受けられたところであり、条例・規則等に基づき、細心の注意を払い事務を執行する必要があります。</p> <p>今後においては、研修機会の充実などにより、職員の経理事務に関する基本的事項の習熟やスキル向上を図ることはもとより、事務処理の誤りが適時に発見、訂正されるよう決裁過程において点検、確認の体制を強化するなど、内部統制の一層の強化、充実に努められますよう期待いたします。</p>	<p>今回指摘を受けた事項では、手続の漏れや遅延、予定価格の不適切な積算など、初歩的な誤りや不注意によるものが多くありました。</p> <p>指摘事項については、各課において研修を行うなど、適正処理の徹底を図っているところですが、今後については、経理事務を担当する職員の基礎知識、スキル向上を図ることはもちろんのこと、決裁過程で点検、確認を行う決定者、専決者においても誤りを発見できるよう知識の向上に努め、内部のチェック機能をより強化してまいります。</p> <p>また、過去に指摘された事項を繰り返していることから、全庁的な研修の機会などを通じて、職員の経理事務に関する知識の向上を図るとともに、各部署におけるリスク管理や事務引継の改善について検討してまいります。</p>